

令和3年度答申第39号
令和3年10月4日

諮問番号 令和3年度諮問第36号（令和3年9月3日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、戦没したP（以下「戦没者P」という。）は審査請求人の兄弟であると主張して、A知事（以下「処分庁」という。）に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）3条本文の規定に基づき、戦没者Pに係る特別弔慰金の請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人は戦没者Pの親族でないため、特別弔慰金の支給対象遺族に該当しないとして、本件請求を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- (1) 特別弔慰金支給法3条本文は、戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給すると規定し、特別弔慰金支給法2条1項は、この法律において「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、令和2年4月1日までに戦傷

病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。）による弔慰金を受ける権利を取得した者をいうとされている。

- (2) 遺族援護法35条1項は、弔慰金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族（死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計をともにしていた者に限る。）とすると規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 戦没者Pは、大正13年a月b日、父のQ（以下「父Q」という。）と母のR（以下「母R」という。）との間の長男として出生し、父Qと母Rが在籍していた戸籍（父Qの兄であるSを戸主とする戸籍）に入籍した。

大正15年3月2日、父Qの分家により、戦没者Pは、上記戸籍から除籍され、父Qを戸主とする戸籍に入籍した。

（改製原戸籍謄本（戸主：S）、除籍謄本（戸主：父Q））

- (2) 母Rは大正15年5月3日に死亡し、父Qは昭和2年7月15日にTと婚姻をし、この婚姻により、Tは、父Qを戸主とする戸籍に入籍した。

なお、父Qは、昭和8年11月16日に死亡した。

（除籍謄本（戸主：父Q））

- (3) 戦没者Pは、昭和20年4月24日、B地において戦死した。

（除籍謄本（戸主：戦没者P））

- (4) 審査請求人は、昭和18年c月d日、父のU（以下「父U」という。）と母のT（上記(2)のTと同一人である。）との間の嫡出でない子として出生し、父Uを戸主とする戸籍に入籍した。

なお、Tは、昭和57年9月5日に死亡した。

（改製原戸籍謄本（戸主：父U）、除籍謄本（筆頭者：T））

- (5) 審査請求人は、令和2年12月4日、住所地（C地）を經由して、処分庁に対し、特別弔慰金支給法3条本文の規定に基づき、戦没者Pに係る特別弔慰金の請求（本件請求）をした。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書）

- (6) 処分庁は、令和3年3月3日付けで、審査請求人に対し、「あなたは、戦没者P様の親族でないため、特別弔慰金の支給対象遺族に該当しません。」との理由を付して、本件請求を却下する処分（本件却下処分）をし

た。

(却下通知書)

- (7) 審査請求人は、令和3年3月29日、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (8) 審査庁は、令和3年9月3日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張

審査請求人は、幼い頃、兄弟として戦没者Pと同居していた。

Tは、戦没者Pの「母」として戦没者Pに係る弔慰金と公務扶助料を受給した。審査請求人は、Tの実子である。よって、審査請求人は、「少なくとも父母の一方を同じくする者」として、戦没者Pの兄弟に該当する。

したがって、処分庁が審査請求人は戦没者Pの親族でないため特別弔慰金の支給対象遺族に該当しないとした点に不服があり、本件却下処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 特別弔慰金の支給を受ける戦没者等の遺族の範囲については、遺族援護法35条1項が「死亡した者の死亡当時の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族」と規定しているところ、審査請求人は、戦没者Pの兄弟であると主張して、戦没者Pに係る特別弔慰金の請求（本件請求）をしている。
- 2 戸籍の記載によれば、戦没者Pは、父Qと母Rとの間の長男として出生したが、母Rの死亡後に、父QがTと婚姻をし、Tが父Qを戸主とする戸籍に入籍したことにより、Tと戦没者Pは、継母子関係となった。
一方、審査請求人は、父UとTとの間の嫡出でない子として出生し、父Uを戸主とする戸籍に入籍した。父UとTとの間に事実婚関係はなかったとして、Tは、戦没者Pの「継母」として戦没者Pに係る弔慰金と公務扶助料を受給している。
- 3 昭和27年10月20日付け援護第553号引揚援護庁援護局長通知「戦傷病者戦没者遺族等援護法に関する質疑応答について（第9回）」（以下「昭和27年通知」という。）は、「継子と継親の実子又は養子は、援護法（注：遺族援護法）上兄弟姉妹と解して取り扱われるものであるか。」との

質疑（問13）に対し、「継子の父又は母（養父母を含み、継父母を含まない。）と、設問における実子又は養子の父又は母（養父母を含み、継父母を含まない。）とが同一人である場合には兄弟姉妹であると解する。」と回答している。

本件において、戦没者PはTの継子に当たり、審査請求人はT（継母）の実子である。戦没者P（継子）の父は父Qであり、審査請求人（継母の実子）の父は父Uであって、両者の父は、同一人でない。

したがって、戦没者Pと審査請求人は、昭和27年通知にいう兄弟に当たらない。

- 4 また、昭和50年6月19日付け援護第128号厚生省援護局援護課長通知「戦傷病者戦没者遺族等援護法の運用について（その18）」（以下「昭和50年通知」という。）は、戦没者（庶子）の母とその夫との間に生まれた子は、戦没者の兄弟として遺族援護法による弔慰金の受給権があると解してよいかとの質疑（問1）に対し、そのとおりであると回答している。そして、上記回答の「（注）」に紹介されている明治36年1月10日付け民刑第734号法務省民刑局長回答（以下「明治36年回答」という。）によれば、「兄弟ノ関係」は「父又ハ母ヲ同シクスル男子ノ間ニ生ス」とされ、「(1)父母ヲ同フスル者ノ子、(2)数人ノ入夫ヲ為シ又ハ数人ノ後妻ヲ娶リタル場合異父又ハ異母ナルモ其子ハ兄弟タルヘシ、(3)父ノ知レサル私生子間、(4)入夫カ他家ニ在リタル際ノ子ヲ入籍セシメタル者・・入夫後ノ嫡出子間、(5)私生子ヲ有スル女戸主カ入夫婚姻ヲナシタル後ニ生レタル嫡出子ト私生子間、(6)甲家ニ嫁シタル際ノ出生子ト乙家ニ嫁シタル際ノ出生子間」の全ての場合において「兄弟姉妹ノ関係ヲ生ス」とされている。

本件において、戦没者Pの父母は父Qと母Rであり、審査請求人の父母は父UとTであるから、戦没者Pと審査請求人は、明治36年回答にいう「父又ハ母ヲ同シクスル」場合に該当しない。また、戦没者Pと審査請求人は、明治36年回答の(1)から(6)までのいずれの場合にも該当しない。

したがって、戦没者Pと審査請求人は、昭和50年通知及び明治36年回答にいう兄弟にも該当しない。

- 5 以上のとおり、審査請求人が戦没者Pの親族であることを確認することができないから、本件却下処分は適正であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであると考え。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は

理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手續について、特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分 of 違法性又は不当性について

(1) 本件では、審査請求人が戦没者Pの兄弟であるかが問題となっている。

(2) 戸籍の記載によれば、戦没者Pと審査請求人の身分関係は、以下のとおりである。

ア 戦没者Pは、父Qと母Rとの間の長男として出生し、父Qと母Rが在籍していた父Qの兄を戸主とする戸籍に入籍したが、父Qの分家により、同戸籍から除籍され、父Qを戸主とする戸籍に入籍した（上記第1の2の(1)）。

イ 父Qは、母Rの死亡後、Tと婚姻をし、Tは、父Qを戸主とする戸籍に入籍した（上記第1の2の(2)）。これにより、Tと戦没者Pは、継母子関係となった（明治民法（昭和22年法律第222号による全部改正前の民法（明治31年法律第9号）をいう。以下同じ。）728条）。

ウ 一方、審査請求人は、父UとTとの間の嫡出でない子として出生し、父Uを戸主とする戸籍に入籍した（上記第1の2の(4)）。

(3) 明治民法は、「継父母ト継子ト又嫡母ト庶子トノ間ニ於テハ親子間ニ於ケルト同一ノ親族関係ヲ生ス」と規定するにとどまり（728条）、継子と継父母の血族との間にも親族関係が生ずるかについては、明文の規定を置いていなかったため、この点は、明治民法の解釈に委ねられていたが、当時の学説及び判例（穂積重遠『親族法』（213頁）参照）によれば、次のように解釈されていた（なお、この解釈は、厚生省援護局援護課監修『戦傷病者戦没者遺族等援護法の解説』（104頁）にも紹介されている。）。

ア 継子にとっては、継父又は継母と親子関係を生ずるのみであり、(ア)継父母の父母が祖父母となるわけではなく、(イ)継父母の兄弟姉妹が伯父（叔父）・伯母（叔母）となるわけではなく（大審院大正4年5月24日判決・刑録第21輯657頁）、(ウ)継父母の実子が兄弟姉妹となるわけではない。

イ しかし、継親子関係を生じた後に生まれて、継父母の家に入る継子の

直系卑属は、継父母と親族関係を生ずる（大審院大正6年12月26日決定・民録第23輯2229頁）。

そうすると、本件において、戦没者PはTの継子であり、審査請求人はTの実子である（上記(2)のイ及びウ）から、戦没者P（継子）と審査請求人（継母の実子）は、兄弟とはならない（上記アのウ）。

- (4) 審査請求人は、Tが戦没者Pの「母」として戦没者Pに係る弔慰金と公務扶助料を受給したこと及び審査請求人がTの実子であることを理由として、審査請求人は、「少なくとも父母の一方を同じくする者」として、戦没者Pの兄弟に該当すると主張する（上記第1の3）。

しかし、Tは、戦没者Pの「母」としてではなく、戦没者Pの「継母」として、戦没者Pに係る弔慰金と公務扶助料を受給している（弔慰金請求書、扶助料調査票）。また、審査請求人の父母は父UとTであり、戦没者Pの父母は父Qと母Rである（上記(2)のア及びウ）から、審査請求人と戦没者Pは、「少なくとも父母の一方を同じくする者」とはいえない。そして、審査請求人と戦没者Pは、昭和27年通知、昭和50年通知及び明治36年回答が兄弟関係を肯定するいずれの場合にも該当しない。

したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

- (5) 上記(2)から(4)までで検討したところによれば、審査請求人は、戦没者Pの兄弟ではなく、戦没者Pに係る特別弔慰金の支給を受ける遺族に該当しないから、本件却下処分に違法又は不当な点は認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原		優
委	員	野	口	貴公美
委	員	村	田	珠美